

太田市一般職の職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

太田市長 清水 聖 義

太田市規則第36号

太田市一般職の職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市一般職の職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成17年太田市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条本文中「及び第3項」を削り、同条第1号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第5条第1項中「任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者」を「規則で定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情」に改め、同条第2項第1号アを削り、イをアとし、ウをイとし、同項第7号中「国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員」を「新たに給料表の適用を受ける職員」に改め、「と、」の次に「第2条」とあるのを「前項と、」を加える。

第7条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として市長が定める場合に

は、同項の規定による届出を要しない。

第8条第1項中「ならない。」の次に「前条第3項に規定する場合においても、同様とする。」を加える。

第9条第1項中「要件を欠くに至った日」の次に「(市長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で市長が定める日)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の太田市一般職の職員の単身赴任手当の支給に関する規則第5条第2項第7号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。